

厚生労働省委託事業

「自動車運転者の労働時間等に係る実態調査」(バス事業者調査) ご協力のお願い(案)

厚生労働省委託事業事務局(有限責任監査法人トーマツ)

1. 調査の目的

自動車運転者は、他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にあり、労働条件及び安全衛生の確保・改善が喫緊の課題となっています。その中で、改善基準告示については、2018年6月28日付参議院厚生労働委員会付帯決議より、自動車運転者の業務については過労死防止の観点から業務の特性を踏まえ、勤務実態に応じた基準を定めることとされており、自動車運転者の労働時間等の実態調査を実施することになりました。

この度、トーマツは、厚生労働省労働基準局監督課より「自動車運転者の労働時間等に係る実態調査事業」を委託され、本調査を実施させていただくこととなりました。なお、本調査は、全国のバス事業者から無作為に対象を選び送付しています。

この調査の結果は集計・分析し、自動車運転者の労働時間改善を推進するための貴重な検討資料となります。具体的には、本調査結果は取りまとめの上、厚生労働省労働政策審議会労働条件分科会自動車運転者労働時間等専門委員会に報告し、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)の見直しの議論の検討資料となります。また、本調査結果は、●月以降に厚生労働省のホームページ上で公表する予定です。ご回答いただいた内容は取扱いに十分注意し、統計的に処理するとともに、労働基準監督署の立入調査等、本調査の目的外に使用することはありません。また、企業名やご回答者様が特定される形で公表されることはありませんので、実態をありのままご回答いただけますと幸いです。

つきましては、ご多用の折に恐れ入りますが、本調査へのご協力を頂きたい、よろしくお願い申し上げます。

2. 回答にあたって

(1) 調査概要及び実施方法

- 本調査は営業所を単位として行います。企業の中に複数の営業所がある場合には、その企業の主たる事業内容が「乗合バス」の場合には自動車運転者の1日の総拘束時間の積算が最も長い営業所、主たる事業内容が「貸切バス」の場合には車両数の最も多い営業所、それぞれにおける実態について記入してください。
- 調査票は、調査対象営業所において運行管理に従事する方や人事労務部門の担当者など、自動車運転者の労働時間等についてよく把握されている方(以下「労務担当者等」という)が記入してください。ただし、労務担当者等で記入できない場合は、その一部を回答できる他の部門の方に記入いただいても構いません。
- 調査票においては、質問に沿って、回答欄に直接、黒ボールペンまたは濃い黒色鉛筆で記入して、返送してください。
- 本調査はインターネット上でご回答いただくことも可能です。インターネットでのご回答の際は、下のQRコード、もしくはURLより回答ページにアクセスいただき、下記のIDを入力してください。

回答ページログイン用のID: XXXXXXXXX

(URL: <https://www.●●.jp>)

(2) 提出期限

●月●日(●)(当日消印有効)

(インターネット上で回答する場合は上記期日までに回答ください)

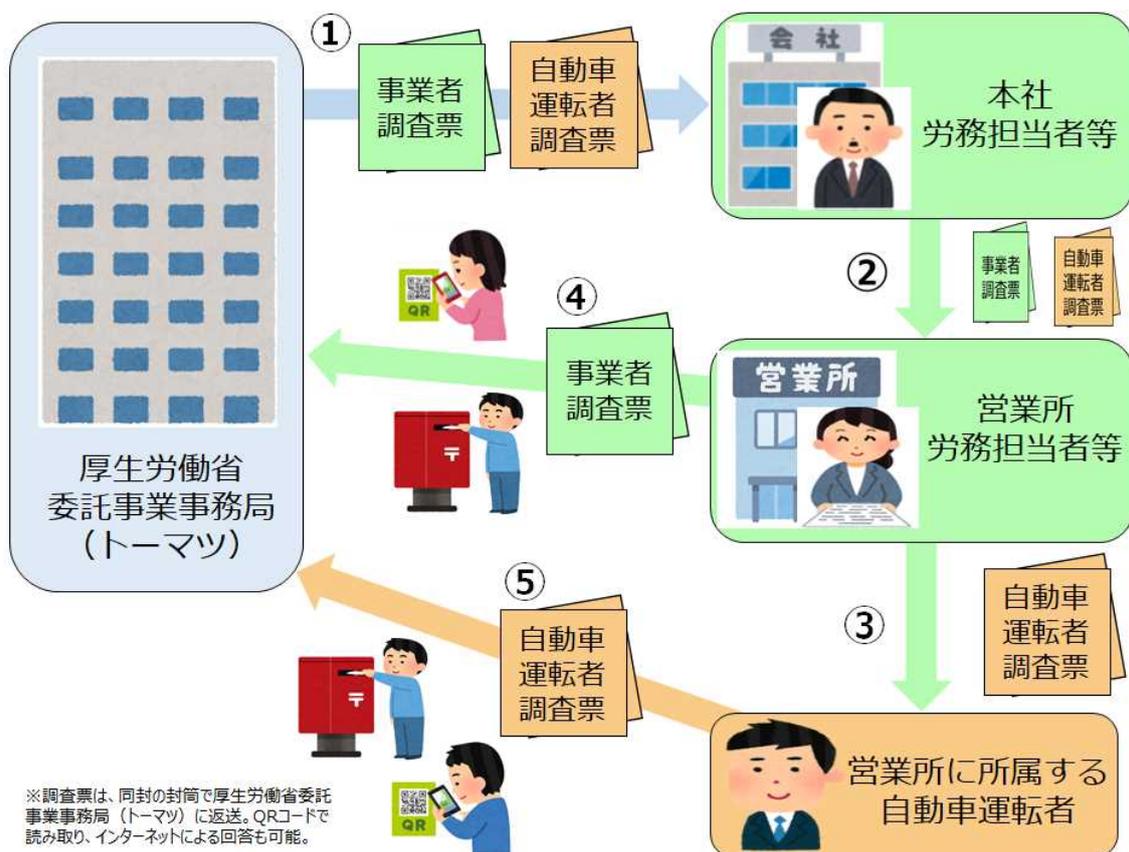
問い合わせ先

厚生労働省委託事業事務局(有限責任監査法人トーマツ)

電話: 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇(平日: 10時~17時)

Eメール: 〇〇〇〇@tohatsu.co.jp

(3) 調査の流れについて



- ① 厚生労働省委託事業事務局のトーマツから、本社の労務担当者等に「事業者調査票」と「自動車運転者調査票」を送付する。

【本社の労務担当者等が行うこと】

- ② 本社の労務担当者等から、下の枠内を参考にして、調査対象営業所労務担当者等に対し事業者調査票と自動車運転者調査票を渡し、記入や自動車運転者への手交を依頼する。

営業所の主たる事業内容が「乗合バス」の場合

営業所に所属する自動車運転者全員の1日*の拘束時間の積算が最も長い営業所

- ※ 調査において計算の対象とした期間における第一営業日の拘束時間で積算してください（調査において計算の対象とする期間については、「(4) 調査対象となる期間の考え方について」を参照してください）。

営業所の主たる事業内容が「貸切バス」の場合

所有する車両の数が最も多い営業所

【営業所の労務担当者等が行うこと】

- ③ 営業所の労務担当者等から、選定条件に合致した自動車運転者に対し自動車運転者調査票（封筒含む）を手交し、記入を依頼する。
- ④ 営業所の労務担当者等は事業者調査票に必要事項を記入の上、期日までに同封の返信用封筒でトーマツに事業者調査票を送付する（同封のQRコードを用いてインターネット上で回答し、送信する方法も可能）。

【自動車運転者が行うこと】

- ⑤ 営業所の労務担当者等から、自動車運転者調査票（封筒含む）を交付された後、自動車運転者調査票に必要事項を記入し、期日までに同封の返信用封筒でトーマツに自動車運転者調査票を送付する（同封のQRコードを用いてインターネット上で回答し、送信する方法も可能）。

【留意事項】

- 「自動車運転者調査票」は、貴営業所の自動車運転者（最大4名）にお渡してください。なお、営業所の主たる事業内容によって対象者が異なりますので、次の枠内をご確認ください。定数に満たない場合は、貴営業所に所属するすべての自動車運転者に対してお渡してください。

調査対象営業所の主たる事業内容が「乗合バス」の場合

2019年10月において「4週間の拘束時間の合計が平均的な自動車運転者2名」と
2019年10月において「4週間の拘束時間の合計が最も長い自動車運転者2名」に
該当する自動車運転者

調査対象営業所の主たる事業内容が「貸切バス」の場合

2019年の通常期において「4週間の拘束時間の合計が平均的な自動車運転者2名」と
2019年の繁忙期において「4週間の拘束時間の合計が最も長い自動車運転者2名」に
該当する自動車運転者*

※ 通常期と繁忙期の考え方は「(4) 調査対象となる期間について」をご参照の上、貴営業所で決定してください。

- 自動車運転者調査票を自動車運転者にお渡しいただく際には、対象者には、営業所の労務担当者等から、**営業所の主たる事業内容が、「乗合バス」と「貸切バス」のどちらであるか**をお伝えいただくようお願いいたします。
- 自動車運転者調査票は、記入いただく自動車運転者から直接返送（もしくは、直接インターネットで回答）していただきますので、営業所で回答を取りまとめていただく必要はございません。
- 自動車運転者調査票は封をしてありますので、開封せずに該当する自動車運転者にお渡してください。
- 一部の自動車運転者には、通信調査の実施後、日誌形式のヒアリング調査への協力を依頼する場合がございます。その場合は、まずは本社の労務担当者等に連絡させていただきます。

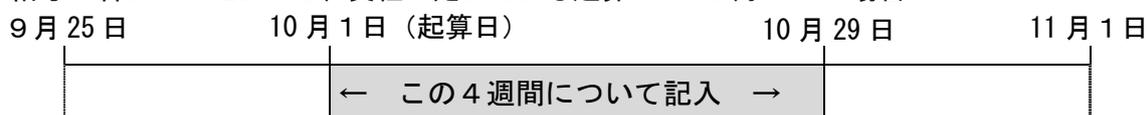
(4) 調査対象となる期間の考え方について

- この調査票では、「問2」において、貴営業所に所属する自動車運転者の2019年の拘束時間等について尋ねる質問があります。貴営業所の主たる事業内容によって調査対象となる期間が異なりますので、下の枠内をご確認ください。

調査対象営業所の主たる事業内容が乗合バスの場合

2019年10月（9月の給与の締め日の翌日以降で調査対象営業所が定めている起算日から4週間）の状況を回答してください。

【例】給与の締め日が25日で、貴社が定めている起算日が10月1日の場合



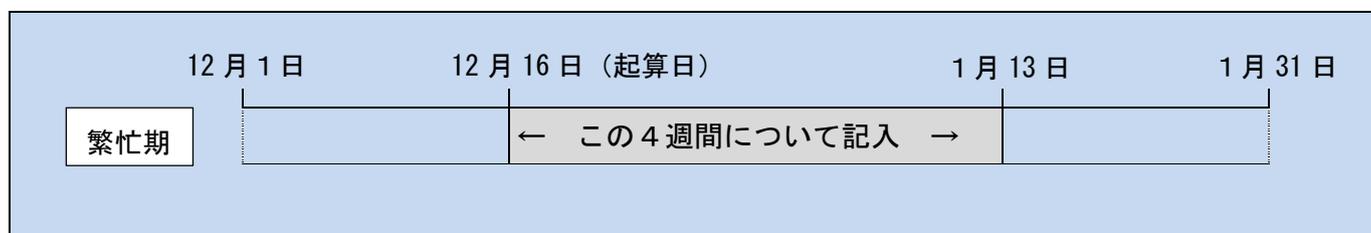
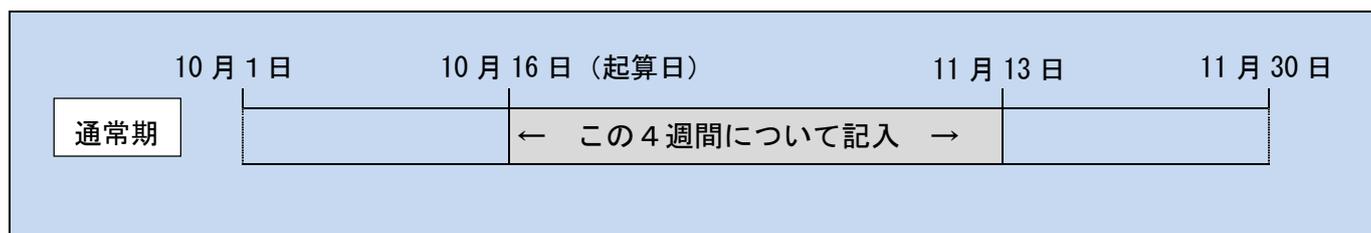
調査対象営業所の主たる事業内容が貸切バスの場合

「通常期」：2019年の平均的な業務量である月（平均的な業務量である月前月の、給与締め日の翌日以降で貴社が定めている起算日から4週間）

「繁忙期」：2019年に最も業務量の多い月（最も多い業務量である月前月の、給与締め日の翌日以降で貴社が定めている起算日から4週間）

として状況を回答してください。

【例】通常期が10月、繁忙期が12月であり、給与の締め日が月末、調査対象営業所が定めている起算日が16日の場合



3. 記入時の注意事項について

① 選択肢式の質問

(1) 主たる事業内容※（あてはまるもの一つ）

- ① 一般乗合旅客自動車運送業
2. 一般貸切旅客自動車運送業（貸切バス） → (2)へ
3. その他（具体的に：
↳ (2)へ

「あてはまるもの一つに○」と記載があるものは一つだけに○を付けてください。「あてはまるもの全てに○」と記載があるものはあてはまるものであればいくつでも○を付けてください。また、その他を選択した場合、分かる範囲でその内容を括弧内にも記入してください。該当がない場合には、空欄でかまいません。

② 括弧内に数字を記入する質問

(1) - 2 現在の仕業を運行するための在籍自動車運

① 自動車運転者数※	()
② 自動車運転者の平均年齢	(50) 歳
③ 自動車運転者の平均勤続年数	(7) 年

括弧内に記入してください。複数枠があるものは、それぞれ記入してください。
※該当なしの場合は「0」と記入してください。

※ 「パート・アルバイト」、「派遣社員」等の非正規雇用者を含めた自動車運転者数

③主たる事業内容により記入欄が分かれている質問

(1) 2019年1～12月の1年間の拘束時間（それぞれの時間に該当する人数を記載ください）

	1年間の拘束時間別の自動車運転者数		
	乗合バスの場合	貸切バスの場合	
	2019年10月	2019年通常期にあたる月	2019年繁忙期にあたる月
3,300時間未満	()人	()人	()人
3,300時間以上～3,380時間未満	()人	()人	()人
3,380時間以上～3,484時間以下	()人	()人	()人
3,484時間超	()人	()人	()人

主たる事業内容が「乗合バス」の場合は、この枠内に記入してください。

主たる事業内容が「貸切バス」の場合は、この枠内に記入してください（通常期と繁忙期の両方）。

④表組の質問

問3 次の(1)～(4)に示す改善基準告示の特例率について、2019年(2019年1月の貴社が予め定めている起算日から52週間)における貴社での状況をご回答ください。(それぞれ、あてはまるもの一つに○)

※ 特例とは、業務の必要上やむを得ない場合などに適用できる規定をいいます。

項目ごとに当てはまる選択肢に○を付けてください。

特例等	常にある	よくある	時々ある	ない
(1) 休息期間分割の特例が適用される運行	①	2	3	4
(2) 2人乗務の特例が適用される運行	1	②	3	4
(3) 隔日勤務の特例が適用される運行	1	②	3	4
(4) フェリー乗船の特例が適用される運行	1	2	3	④

⑤選択肢の横に記入欄のある質問

問5で「1. 1日の拘束時間」と回答した方にお尋ねします。

問5-1 「1日の拘束時間」について、どのような点に問題がある

あてはまるものに○を付けた上で、括弧内に具体的な数字を記入してください。

○)

- ① 「13時間以内」が基本とされていること (適切と思う時間: ● 時間)
- 2. 延長する場合「16時間」が限度であること (適切と思う時間: ____ 時間)
- 3. 延長する場合でも、1週間のうち15時間を超える回数は「2回」までであること (適切と思う回数: ____ 回)
- 4. その他 ()

⑥自由記述式の質問

(選択肢 1～13 を 1 つ以上選択した方で、遵守するために工夫していることがあればご記入ください。)

文字数に決まりはありません
ので、枠内に簡潔に記述して
ください。

参考：日誌形式のヒアリングの実施方法

- ・ 自動車運転者への通信調査の回答を踏まえ、厚生労働省委託事業事務局（トーマツ）から本社の労務担当者等に、所属する自動車運転者に対して日誌形式のヒアリングを行いたい旨を連絡する。
- ・ 労務担当者等にヒアリングの許可が得られた場合には、厚生労働省委託事業事務局（トーマツ）が労務担当者等に対して、日誌形式のヒアリング調査票を送付する。
- ・ 労務担当者等は、受け取った日誌形式のヒアリング調査票を、対象となる自動車運転者に配付する。
- ・ 対象となる自動車運転者は、受け取った日誌形式のヒアリング調査票に必要事項を記入し、厚生労働省委託事業事務局（トーマツ）に返送する（インターネットでの回答も可能）※。

※ 記入内容については、必要に応じて電話等で確認をさせていただきます。

バス事業者調査票 (案)

I. 調査対象営業所の概要について

問1 調査対象営業所について、次の(1)～(11)をご回答ください。

(1) 調査対象営業所の所在地

() 都・道・府・県

(2) 保有する車両の台数

①車両の総数

() 台

②内訳 (車両の種類)

	保有車両台数
乗合バス	() 台
貸切バス	() 台
特定バス	() 台

③内訳 (タコグラフの搭載状況)

	保有車両台数
アナログタコグラフ搭載車両	() 台
デジタルタコグラフ搭載車両	() 台
未搭載車両	() 台

(3) 主たる事業内容※ (あてはまるもの一つに○)

- 一般乗合旅客自動車運送業 (乗合バス)
- 一般貸切旅客自動車運送業 (貸切バス)
- その他 (具体的に:)

※ 主たる事業内容の選定基準は2019年1～12月の売上高が大きい事業としてください。また、都市間高速バス、空港連絡バス、深夜急行バス、コミュニティバス等は、一般乗合旅客自動車運送業 (乗合バス) に含んでください。

(4) 運行管理に従事する者の人数

() 人

(5) 労働組合の有無 (あてはまるもの一つに○)

- 従業員の過半数で組織する労働組合 (過半数組合) がある
- 過半数組合ではないが組合がある
- 労働組合はない

II. 自動車運転者の拘束時間等について

以下については、問1(3)で回答した「主たる事業内容」についてのみご回答ください。
 ※ 主たる事業内容以外の内容は回答不要です。

問2 調査対象営業所の自動車運転者全員の拘束時間等について、2019年の状況をご回答ください。

調査対象営業所の主たる業務内容が乗合バスの場合

- 2019年10月(9月の給与の締め日の翌日以降で貴社が定めている起算日から4週間)の状況を記入してください。

調査対象営業所の主たる業務内容が貸切バスの場合

- 2019年の平均的な業務量である月(平均的な業務量である月前月の、給与締め日の翌日以降で貴社が定めている起算日から4週間)を「通常期」、2019年に最も業務量の多い月(最も多い業務量である月前月の、給与締め日の翌日以降で貴社が定めている起算日から4週間)を「繁忙期」としてそれぞれの月の状況を記入してください。
 ——▶ 調査対象営業所における通常期と繁忙期をご回答ください。(それぞれひと月のみ記入してください)

	該当する月
調査対象営業所における2019年の通常期	()月
調査対象営業所における2019年の繁忙期	()月

(1) 計算の対象とする期間における第一営業日^{※1}の拘束時間(それぞれの時間に該当する人数を記載ください)

参考: 計算の対象とする期間における第一営業日の例——

<乗合バスの場合>

給与の締め日が25日で、調査対象営業所が定めている起算日が10月1日の場合は10月1日

<貸切バスの場合>

通常期が10月、繁忙期が12月であり、給与の締め日が月末、調査対象営業所が定めている起算日が16日の場合は(通常期)10月16日、(繁忙期)12月16日

	1日 ^{※2} の拘束時間別の自動車運転者数		
	乗合バスの場合	貸切バスの場合	
	2019年10月	2019年通常期にあたる月	2019年繁忙期にあたる月
13時間以下	()人	()人	()人
13時間超~15時間以下	()人	()人	()人
15時間超~16時間以下	()人	()人	()人
16時間超	()人	()人	()人

※1 「第一営業日」とは、給与の締め日の翌日以降で、貴社が定めている起算日としてください(以下の項目について同じ)。

※2 「1日」は、始業の時間を起点として24時間後までとします。

(2) 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間（それぞれの時間に該当する人数を記載ください）

	4週間を平均した1週間当たりの拘束時間別の自動車運転者数		
	乗合バスの場合	貸切バスの場合	
	2019年10月	2019年通常期にあたる月	2019年繁忙期にあたる月
63時間未満	()人	()人	()人
63時間以上～65時間以下	()人	()人	()人
65時間超～71.5時間以下	()人	()人	()人
71.5時間超	()人	()人	()人

(3) 2019年1～12月の1年間の拘束時間（それぞれの時間に該当する人数を記載ください）

	1年間の拘束時間別の自動車運転者数		
	乗合バスの場合	貸切バスの場合	
	2019年10月	2019年通常期にあたる月	2019年繁忙期にあたる月
3,300時間未満	()人	()人	()人
3,300時間以上～3,380時間未満	()人	()人	()人
3,380時間以上～3,484時間以下	()人	()人	()人
3,484時間超	()人	()人	()人

(4) 上記(1)で計算の対象とした第一営業日に開始する運行における最も長い連続運転時間（それぞれの時間に該当する人数を記載ください）

	連続運転時間別の自動車運転者数		
	乗合バスの場合	貸切バスの場合	
	2019年10月	2019年通常期にあたる月	2019年繁忙期にあたる月
3時間以下	()人	()人	()人
3時間超～4時間以下	()人	()人	()人
4時間超～5時間以下	()人	()人	()人
5時間超	()人	()人	()人

(5) 上記(1)で計算の対象とした第一営業日から起算した1運行の運転時間（それぞれの時間に該当する人数を記載ください）

	運転時間別の自動車運転者数		
	乗合バスの場合	貸切バスの場合	
	2019年10月	2019年通常期にあたる月	2019年繁忙期にあたる月
4時間以下	()人	()人	()人
4時間超～8時間以下	()人	()人	()人
8時間超～9時間以下	()人	()人	()人
9時間超～10時間以下	()人	()人	()人
10時間超	()人	()人	()人

(6) 上記(1)で計算の対象とした第一営業日の時間外労働時間※(それぞれの時間に該当する人数を記載ください)

		1日の時間外労働時間別の自動車運転者数		
		乗合バスの場合	貸切バスの場合	
		2019年10月	2019年通常期にあたる月	2019年繁忙期にあたる月
時間外労働なし		()人	()人	()人
時間外労働あり	1時間未満	()人	()人	()人
	1時間以上～4時間以下	()人	()人	()人
	4時間超～7時間以下	()人	()人	()人
	7時間超	()人	()人	()人

※ 「時間外労働時間」とは、法定外労働時間のことを意味します。

(7) 上記(1)で計算の対象とした第一営業日の休憩時間(それぞれの時間に該当する人数を記載ください)

		1日の休憩時間別の自動車運転者数		
		乗合バスの場合	貸切バスの場合	
		2019年10月	2019年通常期にあたる月	2019年繁忙期にあたる月
1時間以下		()人	()人	()人
1時間超～2時間以下		()人	()人	()人
2時間超～3時間以下		()人	()人	()人
3時間超～4時間以下		()人	()人	()人
4時間超		()人	()人	()人

(8) 上記(1)で計算の対象とした第一営業日から起算した1週間において、1日の拘束時間が15時間を超えた回数(それぞれの時間に該当する人数を記載ください)

		15時間を超えた1週間当たりの回数別の自動車運転者数		
		乗合バスの場合	貸切バスの場合	
		2019年10月	2019年通常期にあたる月	2019年繁忙期にあたる月
0回		()人	()人	()人
1回		()人	()人	()人
2回		()人	()人	()人
3回以上		()人	()人	()人

(9) 上記(2)で計算の対象とした期間における法定休日労働[※]の回数(それぞれの回数に該当する人数を記載ください)

	法定休日労働回数別の自動車運転者数		
	乗合バスの場合	貸切バスの場合	
	2019年10月	2019年通常期にあたる月	2019年繁忙期にあたる月
0回	()人	()人	()人
1回	()人	()人	()人
2回	()人	()人	()人
3回	()人	()人	()人
4回以上	()人	()人	()人

※ 法定休日とは、労働基準法により義務付けられている休日で、少なくとも1週間に1回あるいは4週間を通じて4日以上付与することが定められています。法定休日労働とは、この法定休日に労働させた場合であり、改善基準告示では休日労働は2週間に1回が限度とされています。

(10) 折り待ち時間と待機時間は拘束時間に含めていますか。(あてはまるもの一つに○)

1. 含めている
2. 含めていない
3. 含めている場合と含めていない場合がある

(11) 中間開放の時間[※]は拘束時間に含めていますか。(あてはまるもの一つに○)

1. 含めている
2. 含めていない
3. 含めている場合と含めていない場合がある

※ 中間解放(勤務解放)の時間とは、朝夕の需要に合わせて運転業務を行い、昼間時間帯は休むという業務方法。朝夕それぞれで始業・終業の点呼を行い、昼間時間帯は業務から開放し、運転手によっては帰宅する等自由に利用している場合がある。

(12) 中間開放の時間について、組合との合意はありますか。(あてはまるもの一つに○)

1. ある
2. ない

III. 改善基準告示の特例等の利用状況について

問3 次の(1)～(4)に示す改善基準告示の特例※について、2019年(2019年1月の貴社が予め定めている起算日から52週間)における貴社での状況をご回答ください。(それぞれ、あてはまるもの一つに○)

※ 特例とは、業務の必要上やむを得ない場合などに適用できる規定をいいます。

特例等	常に ある	よく ある	時々 ある	ない
(1) 休息期間分割の特例が適用される運行	1	2	3	4
(2) 2人乗務の特例が適用される運行	1	2	3	4
(3) 隔日勤務の特例が適用される運行	1	2	3	4
(4) フェリー乗船の特例が適用される運行	1	2	3	4

問4 2019年(2019年で貴社が定めている起算日から52週間)において、鉄道代行輸送及び振替輸送により突発的に発生した増便(増回)等の輸送についてお答えください。

(1) 発生回数	() 回
(2) 対応した車両台数	() 台
(3) 発生した時間帯※ ※ 最も発生することの多い時間帯を一つ選択	1. 9時以前 2. 9時～21時 3. 21時以降

問5 2019年(2019年で貴社が定めている起算日から52週間)において、自然災害や交通事故、イベント等に起因した道路渋滞による遅延の結果、拘束時間および運転時間が改善基準告示違反をした回数※についてお答えください。

※ 延べ回数でお答えください。

(1) 拘束時間の違反回数	() 回
(2) 運転時間の違反回数	() 回

IV. 改善基準告示の内容について

■改善基準告示の主な内容

- (1) 1日の拘束時間は13時間以内を基本とし、延長する場合であっても16時間を限度とする。(ただし、15時間を超える回数は1週間につき2回まで)
- (2) 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間は原則として65時間を限度とする。貸切バスを運行する営業所において労使協定を締結した場合、71.5時間まで延長することができる。(ただし、延長できるのは52週のうち16週まで)
- (3) 1日の休息期間は継続8時間以上とする。
- (4) 休息期間は分割して取得することができる。(1日において1回あたり継続4時間以上、合計10時間以上)
- (5) 2日を平均した運転時間は9時間を限度とする。
- (6) 4週間を平均した1週間当たりの運転時間は原則として40時間を限度とする。貸切バスを運行する営業所において労使協定を締結した場合、44時間まで延長することができる。(ただし、延長できるのは52週間の運転時間が2,080時間を超えない範囲で、52週のうち16週間まで)
- (7) 連続運転時間は4時間を限度とする。
- (8) 連続運転時間中の休憩時間は、運転開始後4時間以内又は4時間経過後に運転を中断して30分以上確保する。(ただし、休憩時間は1回10分以上としたうえで分割することも可能)
- (9) 休日労働は2週間に1回を限度とする。

問6 現行の改善基準告示について、問題があると感じる項目はありますか。バス事業の特性を踏まえてご回答ください。(あてはまるもの全てに○)

1. 1日の拘束時間
2. 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間
3. 休息期間
4. 休息期間分割の特例
5. 2日を平均した1日の運転時間
6. 4週間を平均した1週間当たりの運転時間
7. 連続運転時間
8. 連続運転時間中の休憩時間
9. 休日労働
10. 特にない

ここからの質問（問6-1～問6-9）は、問6で選んだ選択肢によって回答いただきたい質問が異なります。以下の表に従って、該当する質問にご回答ください。

	ご回答いただく付問
問6で「1. 1日の拘束時間」を選択した方	問6-1
問6で「2. 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間」を選択した方	問6-2
問6で「3. 休息期間」を選択した方	問6-3
問6で「4. 休息期間分割の特例」を選択した方	問6-4
問6で「5. 2日を平均した1日の運転時間」を選択した方	問6-5
問6で「6. 4週間を平均した1週間当たりの運転時間」を選択した方	問6-6
問6で「7. 連続運転時間」を選択した方	問6-7
問6で「8. 連続運転時間中の休憩時間」を選択した方	問6-8
問6で「9. 休日労働」を選択した方	問6-9

（問6で「10. 特にない」を選択した方は、問8にお進みください。）

問6で「1. 1日の拘束時間」と回答した方にお尋ねします。

問6-1 「1日の拘束時間」について、どのような点に問題があると感じますか。（あてはまるもの全てに○）

1. 「13時間以内」が基本とされていること （適切と思う時間：_____時間）
2. 延長する場合「16時間」が限度であること （適切と思う時間：_____時間）
3. 延長する場合でも、1週間のうち15時間を超える回数は「2回」までであること
（適切と思う回数：_____回）
4. その他（_____）

問6-1-1 上記のように考える理由としてあてはまるものに○をし、選択肢の下にある括弧内に具体的な理由を記入してください。（あてはまるもの全てに○）

1. 経営上の理由
→（具体的に：_____）
2. 運行上の理由
→（具体的に：_____）
3. 運転者の健康上の理由
→（具体的に：_____）
4. 現行の改善基準告示の制度上の理由
→（具体的に：_____）
5. 運転者（労働組合）からの要望
→（具体的に：_____）
6. その他（具体的に：_____）

問6で「2. 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間」と回答した方にお尋ねします。

問6-2 「4週間を平均した1週間当たりの拘束時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 原則として「65時間」が限度であること (適切と思う時間： _____ 時間)
2. 延長する場合「71.5時間」が限度であること (適切と思う時間： _____ 時間)
3. 延長する場合でも、52週のうち延長可能な週数は「16週」までであること (適切と思う週数： _____ 週)
4. その他 (_____)

問6-2-1 上記のように考える理由としてあてはまるものに○をし、選択肢の下にある括弧内に具体的な理由を記入してください。(あてはまるもの全てに○)

1. 経営上の理由
→ (具体的に： _____)
2. 運行上の理由
→ (具体的に： _____)
3. 運転者の健康上の理由
→ (具体的に： _____)
4. 現行の改善基準告示の制度上の理由
→ (具体的に： _____)
5. 運転者(労働組合)からの要望
→ (具体的に： _____)
6. その他(具体的に： _____)

問6で「3. 休息期間」と回答した方にお尋ねします。

問6-3 「休息期間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 継続「8時間」以上であること (適切と思う時間： _____ 時間)
2. その他 (_____)

問6-3-1 上記のように考える理由としてあてはまるものに○をし、選択肢の下にある括弧内に具体的な理由を記入してください。(あてはまるもの全てに○)

1. 経営上の理由
→ (具体的に: _____)
2. 運行上の理由
→ (具体的に: _____)
3. 運転者の健康上の理由
→ (具体的に: _____)
4. 現行の改善基準告示の制度上の理由
→ (具体的に: _____)
5. 運転者(労働組合)からの要望
→ (具体的に: _____)
6. その他(具体的に: _____)

問6で「4. 休息期間分割の特例」と回答した方にお尋ねします。

問6-4 「休息期間分割の特例」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 分割された休息期間は1日において1回当たり継続「4時間」以上であること
(適切と思う時間: _____ 時間)
2. 分割された休息期間は1日において合計「10時間」以上であること
(適切と思う時間: _____ 時間)
3. その他 (_____)

問6-4-1 上記のように考える理由としてあてはまるものに○をし、選択肢の下にある括弧内に具体的な理由を記入してください。(あてはまるもの全てに○)

1. 経営上の理由
→ (具体的に: _____)
2. 運行上の理由
→ (具体的に: _____)
3. 運転者の健康上の理由
→ (具体的に: _____)
4. 現行の改善基準告示の制度上の理由
→ (具体的に: _____)
5. 運転者(労働組合)からの要望
→ (具体的に: _____)
6. その他(具体的に: _____)

問6で「5. 2日を平均した1日の運転時間」と回答した方にお尋ねします。

問6-5 「2日を平均した1日の運転時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 「9時間」が限度であること (適切と思う時間： _____ 時間)
2. その他 (_____)

問6-5-1 上記のように考える理由としてあてはまるものに○をし、選択肢の下にある括弧内に具体的な理由を記入してください。(あてはまるもの全てに○)

1. 経営上の理由
→ (具体的に： _____)
2. 運行上の理由
→ (具体的に： _____)
3. 運転者の健康上の理由
→ (具体的に： _____)
4. 現行の改善基準告示の制度上の理由
→ (具体的に： _____)
5. 運転者(労働組合)からの要望
→ (具体的に： _____)
6. その他(具体的に： _____)

問6で「6. 4週間を平均した1週間当たりの運転時間」と回答した方にお尋ねします。

問6-6 「4週間を平均した1週間当たりの運転時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 原則として「40時間」が限度であること (適切と思う時間： _____ 時間)
2. 延長する場合「44時間」までであること (適切と思う時間： _____ 時間)
3. 延長する場合でも、52週の運転時間が2,080時間を超えない範囲内において、52週のうち延長可能な週数は「16週」までであること
(適切と思う週数： _____ 週)
4. その他 (_____)

問6-6-1 上記のように考える理由としてあてはまるものに○をし、選択肢の下にある括弧内に具体的な理由を記入してください。(あてはまるもの全てに○)

1. 経営上の理由
→ (具体的に：)
2. 運行上の理由
→ (具体的に：)
3. 運転者の健康上の理由
→ (具体的に：)
4. 現行の改善基準告示の制度上の理由
→ (具体的に：)
5. 運転者（労働組合）からの要望
→ (具体的に：)
6. その他（具体的に：)

問6で「7. 連続運転時間」と回答した方にお尋ねします。

問6-7 「連続運転時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 「4時間」が限度であること (適切と思う時間： _____ 時間)
2. その他 ()

問6-7-1 上記のように考える理由としてあてはまるものに○をし、選択肢の下にある括弧内に具体的な理由を記入してください。(あてはまるもの全てに○)

1. 経営上の理由
→ (具体的に：)
2. 運行上の理由
→ (具体的に：)
3. 運転者の健康上の理由
→ (具体的に：)
4. 現行の改善基準告示の制度上の理由
→ (具体的に：)
5. 運転者（労働組合）からの要望
→ (具体的に：)
6. その他（具体的に：)

問6で「8. 連続運転時間中の休憩時間」と回答した方にお尋ねします。

問6-8 「連続運転時間中の休憩時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 「30分」以上を確保すること (適切と思う時間：____分)
2. 休憩を分割して取る場合は1回「10分」以上とすること (適切と思う時間：____分)
3. その他 ()

問6-8-1 上記のように考える理由としてあてはまるものに○をし、選択肢の下にある括弧内に具体的な理由を記入してください。(あてはまるもの全てに○)

1. 経営上の理由
→ (具体的に：)
2. 運行上の理由
→ (具体的に：)
3. 運転者の健康上の理由
→ (具体的に：)
4. 現行の改善基準告示の制度上の理由
→ (具体的に：)
5. 運転者(労働組合)からの要望
→ (具体的に：)
6. その他(具体的に：)

問6で「9. 休日労働」と回答した方にお尋ねします。

問6-9 「休日労働」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 休日労働は「2週間に1回」が限度であること (適切と思う頻度：____週間に____回)
2. その他 ()

問6-9-1 上記のように考える理由としてあてはまるものに○をし、選択肢の下にある括弧内に具体的な理由を記入してください。(あてはまるもの全てに○)

1. 経営上の理由
→ (具体的に：)
2. 運行上の理由
→ (具体的に：)
3. 運転者の健康上の理由
→ (具体的に：)
4. 現行の改善基準告示の制度上の理由
→ (具体的に：)
5. 運転者(労働組合)からの要望
→ (具体的に：)
6. その他(具体的に：)

V. その他

問7 改善基準告示を遵守することが難しい場合に考えられる理由についてご回答ください。(あてはまるもの全てに○)

1. 通勤客の需要に対応するため早朝深夜のダイヤを維持しなければならないから
2. 天候、イベント、鉄道代行輸送などにより、利用者の急増に対応しなければならないから
3. 交通事故、天候、イベント等に起因する道路渋滞で計画通り運行をすることができないから
4. 運行中にエージェントや顧客の急な要望に対応しなければならないから
5. 法令を遵守して運行出来るようエージェントや顧客が協力していないから
6. 地域の公共交通機関であり、かつ地元自治体や住民の要望もあり運転者数に応じた路線の再編や運行時間帯の縮小を進めにくいから
7. 労使間の合意により認められる改善基準告示の特例が少ないから
8. 大都市の乗合バスの特性に応じた改善基準告示の特例が少ないから
9. 自動車運転者が残業などに協力してくれないため運行計画作りが難しいから
10. 運転者の当日の突発の休みに対して、改善基準告示遵守に対応できる代替要員の確保が難しいから
11. 事業の収益性が低く好条件を提供できないため、必要十分な数の運転者を雇用できないから
12. 改善基準告示が複雑すぎて、バスの運行管理の実情に合っていないから
13. その他 ()
14. 改善基準告示を遵守する上で、特に難しいことはない

(選択肢1～13を1つ以上選択した方で、遵守するために工夫していることがあればご記入ください。)

問8 改善基準告示に基づく運行管理を4週間ごとに行うことについて、賃金や労働時間を管理する上で、支障はありますか。(あてはまるもの一つに○)

1. 大いに支障を感じている
2. 支障を感じている
3. あまり支障を感じてはいない

問9 改善基準告示の見直しにより拘束時間が短縮された場合に憂慮することを以下からお選びください。(あてはまるもの全てに○)

1. 運転者の給与の減少が予想され、運転者不足に悩む業界から運転者が他の業種へ流出し、減便などのサービス低下、料金値上げ、廃業などが憂慮される
2. 貸切バスの運行距離に影響が出るため、観光日程の制約、二人乗務に伴う料金の値上げなど、観光業界への影響が憂慮される
3. 給与が減少した運転者の一部が副業を行い、過労による事故を起こすことが憂慮される
4. 給与の減少に伴い将来受け取ることのできる年金が減少するため、老後に不安を抱く運転者が出て職場の士気が低下することが憂慮される
5. その他 (下の枠内に具体的にお書きください)

問10 現在の改善基準告示の内容や改善基準告示の改定についてのご意見を以下からお選びください。(あてはまるもの全てに○)

1. 改善基準告示の内容が複雑である
2. 遵守のため減便などのサービス低下が避けられない
3. 運転者の確保のためバス料金を値上げせざるを得ない
4. 労使協定による特例の範囲を増やして欲しい
5. 大都市の乗合バスの特例を設けて欲しい
6. 乗合と貸切では運行形態が異なる事から、それぞれに応じたバスの特例を認めて欲しい
7. その他 (下の枠内に具体的にお書きください)

VI. 照会先(回答者)について

ご氏名		電話番号	
営業所名・ 部署名		メールアドレス	

厚生労働省委託事業

「自動車運転者の労働時間等に係る実態調査」(バス自動車運転者調査) ご協力のお願い(案)

厚生労働省委託事業事務局(有限責任監査法人トーマツ)

1. 調査の目的

- ・ 自動車運転者は、他業種の労働者と比較すると長時間労働の実態があり、労働条件や安全衛生の確保・改善が喫緊の課題となっています。
- ・ 自動車運転者の労働時間については、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)」という基準が定められていますが、働き方改革の施行を踏まえ、この度、その基準が見直されることになりました。
- ・ この調査は、自動車運転者の労働時間等実態を把握し、基準の見直しが実態に即したものになるよう実施するものです。
- ・ 調査の結果は集計・分析し、自動車運転者の労働時間改善を推進するための貴重な検討資料となります。
- ・ 調査の結果は取りまとめの上、厚生労働省労働政策審議会労働条件分科会自動車運転者労働時間等専門委員会に報告し、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)の見直しの議論の検討資料となります。また、本調査結果は、●月以降に厚生労働省のホームページ上で公表する予定です。
- ・ ご回答いただいた内容は取扱いに十分注意し、統計的に処理するとともに、労働基準監督署の立入調査等、本調査の目的外に使用することはありません。また、企業名やご回答者様が特定される形で公表されることはありませんので、実態をありのままご回答いただけますと幸いです。
- ・ この調査は、厚生労働省より委託を受けた有限責任監査法人トーマツが実施いたします。

つきましては、ご多用の折に恐れ入りますが、本調査へのご協力を頂きたい、よろしくお願い申し上げます。

2. 回答にあたって

(1) 調査概要及び実施方法

- ・ 本調査は営業所を単位として行っており、企業の中に複数の営業所がある場合には、車両数の最も多い営業所を対象にしています。
- ・ 調査票においては、質問に沿って、回答欄に直接、黒ボールペンまたは濃い黒色鉛筆で記入して、返送してください。
- ・ 本調査はインターネット上でご回答いただくことも可能です。インターネットでのご回答の際は、下のQRコード、もしくはURLより回答ページにアクセスいただき、下記のIDを入力してください。

回答ページログイン用のID : XXXXXXXXX



(URL : <https://www.●●.jp>)

(2) 提出期限

●月●日(●)(当日消印有効)

(インターネット上で回答する場合は上記期日までに回答ください)

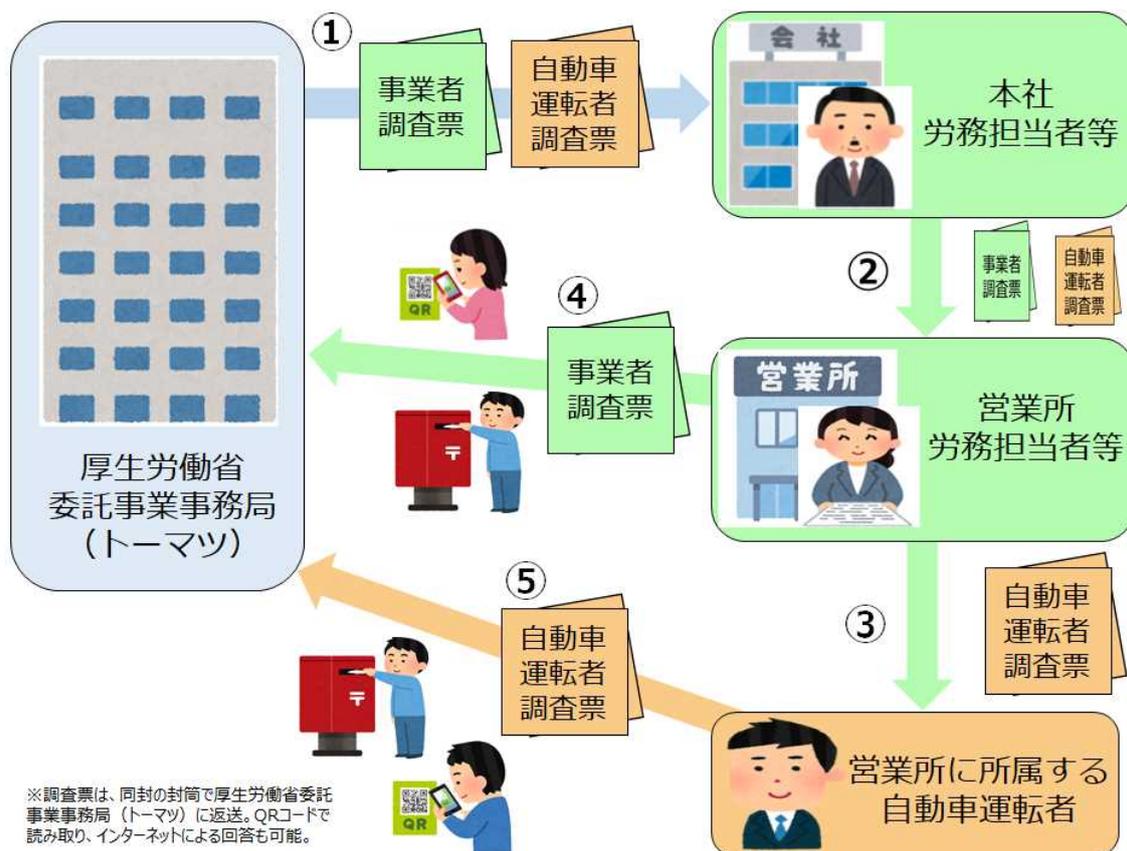
問い合わせ先

厚生労働省委託事業事務局(有限責任監査法人トーマツ)

電話 : 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇(平日 : 10時~17時)

Eメール : 〇〇〇〇@tohmatu.co.jp

(3) 調査の流れについて



- ① 厚生労働省委託事業事務局のトーマツから、本社の労務担当者等に「事業者調査票」と「自動車運転者調査票」を送付する。

【本社の労務担当者等が行うこと】

- ② 本社の労務担当者等から、下の枠内を参考にして、調査対象営業所労務担当者等に対し事業者調査票と自動車運転者調査票を渡し、記入や自動車運転者への手交を依頼する。

<p>営業所の主たる事業内容が「乗合バス」の場合</p> <p>1日の拘束時間の合計が最も長い自動車運転者が在籍する営業所</p>
<p>営業所の主たる事業内容が「貸切バス」の場合</p> <p>所有する車両の数が最も多い営業所</p>

【営業所の労務担当者等が行うこと】

- ③ 営業所の労務担当者等から、選定条件に合致した自動車運転者に対し自動車運転者調査票（封筒含む）を手交し、記入を依頼する。
- ④ 営業所の労務担当者等は事業者調査票に必要事項を記入の上、期日までに同封の返信用封筒でトーマツに事業者調査票を送付する（同封のQRコードを用いてインターネット上で回答し、送信する方法も可能）。

【自動車運転者が行うこと】

- ⑤ 営業所の労務担当者等から、自動車運転者調査票（封筒含む）を交付された後、自動車運転者調査票に必要事項を記入し、期日までに同封の返信用封筒でトーマツに自動車運転者調査票を送付する（同封のQRコードを用いてインターネット上で回答し、送信する方法も可能）。

【留意事項】

- あなたが記入した調査票はトーマツに直接返送（もしくは、直接インターネットで回答）してください。

- 一部の自動車運転者には、通信調査の実施後、ヒアリング調査への協力を依頼する場合がございます。その場合は、まずは本社の労務担当者等に連絡させていただきます。

3. 記入時の注意事項について

①選択式の質問

問1 あなたの性別・年齢をお答えください。(性別はあてはまるもの一つに○)

(1) 性別	<input checked="" type="radio"/> 1. 男性	「あてはまるもの一つに○」と記載があるものは一つだけに○を付けてください。「あてはまるもの全てに○」と記載があるものはあてはまるものであればいくつでも○を付けてください。
(2) 年齢	() 歳	

②括弧内に数字を記入する質問

問1 あなたの性別・年齢をお答えください。(性別はあてはまるもの一つに○)

(1) 性別	1. 男性	括弧内に記入してください。複数枠があるものは、それぞれ記入してください。
(2) 年齢	(50) 歳	

③表組の質問

問7 次の(1)～(8)によって、疲労度は変わるとお考えですか。もっともあてはまるものをお答えください。(それぞれ、あてはまるもの一つに○)

	もっと変わると 思う	変わらない と思う	変わらない と思う
(1) 乗車する車両の性能	<input checked="" type="radio"/> 1	2	3
(2) 勤務時間帯（早朝か深夜か）	1	<input checked="" type="radio"/> 2	3
(3) 勤務時間帯が固定されず変動すること	<input checked="" type="radio"/> 1	2	3
(4) 自身の年齢	<input checked="" type="radio"/> 1	2	3
(5) 会社までの通勤時間	1	2	<input checked="" type="radio"/> 3
(6) 直近の睡眠時間	<input checked="" type="radio"/> 1	2	3
(7) 項目ごとに当てはまる選択肢に○を付けてください。	1	2	<input checked="" type="radio"/> 3
(8) 家族との連絡時間、家族との待ち時間などの時間	1	2	<input checked="" type="radio"/> 3

④選択肢の横に記入欄のある質問

問 13 で「1. 1日の拘束時間」と回答した方にお尋ねします。

問 13-1 「1日の拘束時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○)

- ① 「13時間以内」が基本とされていること (適切と思う時間: ● 時間)
2. 延長する場合「16時間」が限度であること (適切と思う時間: _____ 時間)
3. 延長する場合でも、1週間のうち15時間を超える回数は「2回」であること (適切と思う回数: _____ 回)
4. その他 (

あてはまるものに○を付けた上で、括弧内に具体的な数字を記入してください。

⑤自由記述式の質問

問 14 現在の改善基準告示の内容や改善基準告示の改定についてご意見があれば自由にご記入ください。

文字数に決まりはありませんので、枠内に簡潔に記述してください。

IV. 改善基準告示の認識等について

問 10 あなたは、改善基準告示の内容をご存知ですか。改善基準告示の（１）～（１０）の内容について、あてはまるものをお答えください。（それぞれ、あてはまるもの一つに○）

	知っている	知らない
（１） 「１日の拘束時間※」は 13 時間以内を基本とし、延長する場合であっても 16 時間を限度とすること（ただし、15 時間を超える回数は 1 週間につき 2 回まで）	1	2
（２） 「4 週間で平均した 1 週間当たりの拘束時間」は原則として 65 時間を限度とすること。	1	2
（３） 上記（２）について、貸切バスを運行する営業所において労使協定を締結した場合、71.5 時間まで延長することができること（ただし、延長できるのは 52 週のうち 16 週まで）	1	2
（４） 「１日の休息期間」は継続 8 時間以上必要であること	1	2
（５） 休息期間は分割して取得することができること（１日において 1 回あたり継続 4 時間以上、合計 10 時間以上）	1	2
（６） 「２日を平均した運転時間」は 9 時間を限度とすること	1	2
（７） 「4 週間で平均した 1 週間当たりの運転時間」は原則として 40 時間を限度とすること。	1	2
（８） 上記（７）について、貸切バスを運行する営業所において労使協定を締結した場合、44 時間まで延長することができること（ただし、延長できるのは 52 週間の運転時間が 2,080 時間を超えない範囲で、52 週のうち 16 週間まで）	1	2
（９） 「連続運転時間」は 4 時間を限度とすること	1	2
（１０） 連続運転時間中の休憩時間は、運転開始後 4 時間以内又は 4 時間経過後に運転を中断して 30 分以上確保すること（ただし、休憩時間は 1 回 10 分以上としたうえで分割することも可能）	1	2
（１１） 休日労働は 2 週間に 1 回を限度とすること	1	2

※ 拘束時間とは、始業から終業までの時間を意味し、休憩時間（仮眠時間を含む）を含めた時間のことを言います。

V. 拘束時間等の状況と改善基準告示の内容について

(2019年当時のことをお尋ねします。)

問 11 2019年の最も忙しかった時期の拘束時間や運転時間について教えてください。

最も長かった1日の拘束時間	時間
1ヶ月のおおよその拘束時間	時間
最も長かった連続運転時間	時間

(ここからは改善基準告示に関してお尋ねします。)

■改善基準告示の主な内容

- (1) 1日の拘束時間は13時間以内を基本とし、延長する場合であっても16時間を限度とする。(ただし、15時間を超える回数は1週間につき2回まで)
- (2) 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間は原則として65時間を限度とする。貸切バスを運行する営業所において労使協定を締結した場合、71.5時間まで延長することができる。(ただし、延長できるのは52週のうち16週まで)
- (3) 1日の休息期間は継続8時間以上とする。
- (4) 休息期間は分割して取得することができる(1日において1回あたり継続4時間以上、合計10時間以上)
- (5) 1日の運転時間は2日を平均した運転時間は9時間を限度とする。
- (6) 4週間を平均した1週間当たりの運転時間は原則として40時間を限度とする。貸切バスを運行する営業所において労使協定を締結した場合、44時間まで延長することができる。(ただし、延長できるのは52週間の運転時間が2,080時間を超えない範囲で、52週のうち16週間まで)
- (7) 連続運転時間は4時間を限度とする。
- (8) 連続運転時間中の休憩時間は、運転開始後4時間以内又は4時間経過後に運転を中断して30分以上確保する。(ただし、休憩時間は1回10分以上としたうえで分割することも可能)
- (9) 休日労働は2週間に1回を限度とする。

問 12 現行の改善基準告示について、労働条件及び安全衛生の確保・改善の観点から、適切ではないと感じる項目をお答えください。(あてはまるもの全てに○)

1. 1日の拘束時間
2. 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間
3. 休息期間
4. 休息期間分割の特例
5. 2日を平均した1日の運転時間
6. 4週間を平均した1週間当たりの運転時間
7. 連続運転時間
8. 連続運転時間中の休憩時間
9. 休日労働
10. 特にない
11. 問題があるか分からない

ここからの質問（問 12-1～問 12-9）は、問 12 で選んだ選択肢によって回答いただきたい質問が異なります。以下の表に従って、該当する質問にお答えください。

	ご回答いただく付問
問 12 で「1. 1日の拘束時間」を選択した方	問 12-1
問 12 で「2. 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間」を選択した方	問 12-2
問 12 で「3. 休息期間」を選択した方	問 12-3
問 12 で「4. 休息期間分割の特例」を選択した方	問 12-4
問 12 で「5. 2日を平均した1日の運転時間」を選択した方	問 12-5
問 12 で「6. 4週間を平均した1週間当たりの運転時間」を選択した方	問 12-6
問 12 で「7. 連続運転時間」を選択した方	問 12-7
問 12 で「8. 連続運転時間中の休憩時間」を選択した方	問 12-8
問 12 で「9. 休日労働」を選択した方	問 12-9

（問 12 で「10. 特にない」、「11. 問題があるか分からない」を選択した方は、問 13 にお進みください。）

問 12 で「1. 1日の拘束時間」と回答した方にお尋ねします。

問 12-1 「1日の拘束時間」について、どのような点に問題があると感じますか。（あてはまるもの全てに○）

1. 「13 時間以内」が基本とされていること （適切と思う時間： _____ 時間）
2. 延長する場合「16 時間」が限度であること （適切と思う時間： _____ 時間）
3. 延長する場合でも、1 週間のうち 15 時間を超える回数は「2 回」までであること
（適切と思う回数： _____ 回）
4. その他（ _____ ）

問 12 で「2. 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間」と回答した方にお尋ねします。

問 12-2 「4週間を平均した1週間当たりの拘束時間」について、どのような点に問題があると感じますか。（あてはまるもの全てに○）

1. 原則として「65 時間」が限度であること （適切と思う時間： _____ 時間）
2. 延長する場合「71.5 時間」が限度であること （適切と思う時間： _____ 時間）
3. 延長する場合でも、52 週のうち延長可能な週数は「16 週」までであること
（適切と思う週数： _____ 週）
4. その他（ _____ ）

問 12 で「3. 休息期間」と回答した方にお尋ねします。

問 12-3 「休息期間」について、どのような点に問題があると感じますか。（あてはまるもの全てに○）

1. 継続「8 時間」以上であること （適切と思う時間： _____ 時間）
2. その他（ _____ ）

問 12 で「4. 休息期間分割の特例」と回答した方にお尋ねします。

問 12-4 「休息期間分割の特例」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 分割された休息期間は1日において1回当たり継続「4時間」以上であること
(適切と思う時間： _____ 時間)
2. 分割された休息期間は1日において合計「10時間」以上であること
(適切と思う時間： _____ 時間)
3. その他 (_____)

問 12 で「5. 2日を平均した1日の運転時間」と回答した方にお尋ねします。

問 12-5 「2日を平均した1日の運転時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 「9時間」が限度であること (適切と思う時間： _____ 時間)
2. その他 (_____)

問 12 で「6. 4週間を平均した1週間当たりの運転時間」と回答した方にお尋ねします。

問 12-6 「4週間を平均した1週間当たりの運転時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 原則として「40時間」が限度であること (適切と思う時間： _____ 時間)
2. 延長する場合「44時間」までであること (適切と思う時間： _____ 時間)
3. 延長する場合でも、52週の運転時間が2,080時間を超えない範囲内において、52週のうち延長可能な週数は「16週」までであること
(適切と思う週数： _____ 週)
4. その他 (_____)

問 12 で「7. 連続運転時間」と回答した方にお尋ねします。

問 12-7 「連続運転時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 「4時間」が限度であること (適切と思う時間： _____ 時間)
2. その他 (_____)

問 12 で「8. 連続運転時間中の休憩時間」と回答した方にお尋ねします。

問 12-8 「連続運転時間中の休憩時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 「30分」以上確保すること (適切と思う時間： _____ 分)
2. 休憩を分割して取る場合は1回「10分」以上とすること (適切と思う時間： _____ 分)
3. その他 (_____)

問 12 で「9. 休日労働」と回答した方にお尋ねします。

問 12-9 「休日労働」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 休日労働は「2週間に1回」が限度であること(適切と思う頻度: _____週間に _____回)
2. その他(_____)

VI. その他の事項について

問 13 あなた改善基準告示を遵守して運転できるような運行計画を事業主は作成してくれていると思いますか。もっともあてはまるものをお答えください。(あてはまるもの一つに○)

1. 作成してくれていると思う
2. どちらともいえない
3. 作成してくれていると思わない

主に貸切バスの業務に従事する方にお尋ねします。

問 14 あなたが改善基準告示を遵守して運転できるように、エージェントは協力してくれていると思いますか。もっともあてはまるものをお答えください。(あてはまるもの一つに○)

1. 協力してくれていると思う
2. どちらともいえない
3. 協力してくれていると思わない

問 15 改善基準告示の見直しにより拘束時間が短縮されたり、休息期間が増えたりした場合、あなたにとってどのような利点があると思いますか。また、どのような問題が生じると思いますか。

問 16 現在の改善基準告示の内容や改善基準告示の改定についてご意見があれば自由にご記入ください。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。